

## 水道工事標準仕様書改正等に関する委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 群馬東部水道企業団（以下「企業団」という。）における、水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準について、上位法の改正に伴う改正及び社会情勢や技術動向等による改正に対応し、水道工事全般における高度な品質と効率的な施工等の確保を目的に、水道工事標準仕様書改正等に関する委員会（以下、「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水道工事標準仕様書の改定に関すること。
  - (2) 給水装置施工基準の改定に関すること。
- 2 委員会は、第5条に規定する会議で決定した事項について、速やかに企業団局長又は企業長に報告しなければならない。
- 3 水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準に改正があった場合は、必要な手続きを経て関係者へ周知等を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、本所担当次長をもって充て、副委員長は、支所担当次長及び水道技術管理者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は、太田本所3名及び、館林支所、みどり支所からそれぞれ選出した2名及び、第6条に規定する各作業部会長2名をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に参加できない場合は、各所属から代理を出席させることができる。ただし、委員長及び副委員長の代理は認めない。
- 3 委員長は、委員会に必要な者と認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、専門的な分野での検討や他事例等の調査研究のため、水道工事標準仕様書改正作業部会と給水装置施工基準改正作業部会（以下「各部会」という。）を設置する。

2 各部会は、それぞれ部会長、副部会長及び部会員で構成する。

3 部会長は、企業団職員より選出された者を充て、副部会長は、群馬東部水道サービス（以下「GTSS」という。）より選出された者を充てる。

4 部会員は、太田本所、館林支所及びみどり支所から、それぞれ選出した若干名及び、GTSSより選出した若干名をもって充てる。

5 各部会において調査、研究した事項は、部会長をもって委員会に報告する。

6 部会長は、各部会に必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、工務課が担当し委員会日程調整及び、会議録作成等を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要とする事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。